

若手職員からのメッセージ



労働基準部労災補償課

新堂 裕己（令和3年4月採用）

厚生労働事務官（基準）を選んだ理由

労働問題や労働環境の改善に携われる仕事に就きたいと思いながら就職活動を行っていたところ、大阪労働局の業務説明会を受け、労働者が安心して働ける労働環境を作り出すことに貢献したいと強く思うようになったため、志望しました。

また、厚生労働事務官（基準）は他府県への異動がほとんどなく、将来設計がしやすいというのも、志望理由の1つでした。

現在の業務内容

私は現在、労災補償業務に携わっています。

労災補償業務は、工作中または通勤中に負傷した労働者から提出される治療費や休業補償などの請求書の審査、調査を行うことが主な業務内容です。

審査や調査をするにあたっては、労働者や会社の方に対面や電話で労働災害の災害発生状況を聴取するだけでなく、労働者が通院している病院に医学的な意見を求めたり、労働局が委託している専門医と面談を行い、業務や通勤と労働者の症状との因果関係を調査したりもしています。

また、年々石綿ばく露による石綿関連疾患発症事案が増加しています。その調査のために他府県の監督署や会社を訪問し聴取を行ったり、各省庁と連携しながら調査を行ったりしています。

厚生労働事務官として働くうえで必要だと感じる能力

上司や先輩に相談する積極性は必要だと思います。

労災補償は休業補償と治療費の請求だけではなく、労働者が亡くなられた時に請求する遺族補償請求、労働者の後遺症の程度に応じて補償を行う後遺障害請求などがあります。請求毎に調べなければならないことが異なるため、経験が浅い内だと何を調べなければならないのか、何をしなければならないのか、分からないことも多いと思います。なので、分からないことがあれば、上司や先輩に積極的に相談してもらえればと思います。

入局前と入局後で印象が変わった点について

入局してから驚いたことは、労災補償の対象となるケガ、疾病の幅広さです。

入局する前、労災補償は業務、通勤中に骨折のような目で見えて分かるようなケガをしてしまった方を主に補償対象としているというイメージを持っていました。ただ、入局してから実際に調査を行うようになると、前述のようなケガだけでなく精神疾患や脳出血、心停止などの脳・心臓疾患、肺がんや悪性胸膜中皮腫などの石綿関連疾患、新型コロナウイルス感染症なども補償対象になり得るということだったので、非常に驚きました。

大阪労働局職員を目指す方へのメッセージ

困った時は上司や先輩に相談しやすい職場環境なので、とても働きやすい職場だと思います。

また、残業も比較的少なく、年次有給休暇も取得しやすいので、仕事とプライベートの両立がしやすい職場だと思います。

皆さんと大阪労働局で働くことができる日を楽しみにしております。